

議案第17号

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 埴田 淳一

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

非常勤特別職の報酬について所要の改正を行う。

2 改正内容

令和5年4月1日に義務教育学校を設置し、日野中学校、根雨小学校、黒坂小学校を廃止、日野学園とすることに伴い、学校名及び報酬額を改正する。

3 附則

令和5年4月1日から施行する。

日野町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)報酬		報酬額	別表(第2条関係)報酬		報酬額
職名	職名	略	職名	職名	略
略	略	略	略	略	略
学校医	日野学園	年額 266,200円	学校医	根雨小学校	年額 97,900円
				黒坂小学校	" 89,100円
				日野中学校	" 93,500円
学校歯科医	日野学園	" 110,000円	学校歯科医	根雨小学校	" 70,300円
				黒坂小学校	" 64,000円
				日野中学校	" 70,300円
学校耳鼻科医	日野学園	" 140,600円	学校耳鼻科医	根雨・黒坂小学校	" 140,600円
				校、日野中学校	
学校眼科医	日野学園	" 140,600円	学校眼科医	根雨・黒坂小学校	" 140,600円
				校、日野中学校	
学校薬剤師	日野学園	" 24,100円	学校薬剤師	根雨小学校	" 24,100円
				黒坂小学校	" 24,100円
				日野中学校	" 24,100円
略	略	略	略	略	略

附 則  
(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。